

# 第 11 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成24年 4 月 1 日から

5 年間

平成29年 3 月 31日まで

岡 山 県

## 目 次

はじめに ～鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方～	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
(1) 方針	2
ア 指定に関する中長期的な方針	2
イ 指定区分ごとの方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
ア 鳥獣保護区の指定計画	3
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	3
(イ) 大規模生息地の保護区	3
(ウ) 集団渡来地の保護区	3
(エ) 集団繁殖地の保護区	3
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	3
(カ) 生息地回廊の保護区	3
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	3
イ 既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
ア 指定に関する中長期的な方針	6
イ 指定区分ごとの方針	6
(2) 特別保護地区指定計画	6
3 休猟区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 休猟区指定計画	7
(3) 特例休猟区指定計画	7
4 鳥獣保護区の整備等	7
(1) 方針	7
(2) 整備計画	8
ア 管理施設の設置	8
イ 利用施設の整備	8
ウ 調査、巡視等の計画	8
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	8
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	9
(2) 人工増殖計画	9

2	放鳥獣	9
(1)	方針	9
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	9
(3)	放獣計画	9
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	10
(1)	希少鳥獣	10
(2)	狩猟鳥獣	10
(3)	外来鳥獣等	10
(4)	一般鳥獣	10
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可する場合の基本的考え方	11
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	11
(4)	許可に当たっての条件の考え方	11
(5)	許可権限の市町村長への委譲	12
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	12
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	12
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	12
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
3	学術研究を目的とする場合	13
(1)	学術研究	13
(2)	標識調査	14
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	14
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	14
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	16
ア	予察表	16
イ	予察表に係る方針等	16
(3)	鳥獣の適正管理の実施	17
ア	方針	17
イ	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	17
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	17
ア	方針	17
イ	許可権者	18
ウ	許可基準	18
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	20
ア	方針	20
イ	指導事項の概要	20
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	20
6	その他特別の事由の場合	21
(1)	許可権者	21

(2)	許可基準	-----	2 1
ア	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	-----	2 1
イ	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	-----	2 1
ウ	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	-----	2 1
エ	愛玩のための飼養の目的	-----	2 2
オ	養殖している鳥類の角の近親交配の防止	-----	2 2
カ	鵜飼漁業への利用	-----	2 2
キ	伝統的祭礼行事等に用いる目的	-----	2 2
ク	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	-----	2 2
7	鳥類の飼養登録	-----	2 3
8	販売禁止鳥獣等	-----	2 3
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	-----	2 4
1	特定猟具使用禁止区域の指定	-----	2 4
(1)	方針	-----	2 4
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	-----	2 4
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	2 5
2	特定猟具使用制限区域の指定	-----	2 6
3	猟区設定のための指導	-----	2 6
(1)	方針	-----	2 6
(2)	設定指導の方法	-----	2 6
4	指定猟法禁止区域	-----	2 7
(1)	方針	-----	2 7
(2)	指定計画	-----	2 7
ア	全体計画	-----	2 7
イ	個別計画	-----	2 7
ウ	法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域	-----	2 7
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	-----	2 8
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	-----	2 8
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	2 9
1	基本方針	-----	2 9
2	鳥獣保護対策調査	-----	2 9
(1)	方針	-----	2 9
(2)	鳥獣生息分布調査	-----	2 9
(3)	希少鳥獣等保護調査	-----	2 9
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	2 9
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	2 9
4	狩猟対策調査	-----	3 0
(1)	方針	-----	3 0
(2)	狩猟鳥獣生息調査	-----	3 0
(3)	放鳥効果測定調査	-----	3 0
(4)	狩猟実態調査	-----	3 0

5	有害鳥獣対策調査	3 0
(1)	方針	3 0
(2)	調査の概要	3 0
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	3 1
1	鳥獣行政担当職員	3 1
(1)	方針	3 1
(2)	設置計画	3 1
(3)	研修計画	3 1
2	鳥獣保護員	3 2
(1)	方針	3 2
(2)	設置計画	3 2
(3)	年間活動計画	3 2
(4)	研修計画	3 2
3	保護管理の担い手の育成	3 3
4	鳥獣保護センター等の設置	3 3
5	取締り	3 3
(1)	方針	3 3
(2)	年間計画	3 3
6	必要な財源の確保	3 3
第九	その他	3 4
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	3 4
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	3 4
3	狩猟の適正管理	3 4
4	入猟者承認制度に関する事項	3 5
5	傷病鳥獣救護の基本的な対応	3 5
6	安易な餌付けの防止	3 5
(1)	方針	3 5
(2)	年間計画	3 5
7	感染症への対応	3 6
8	普及啓発	3 6
(1)	鳥獣の保護管理についての普及等	3 6
ア	方針	3 6
イ	事業の年間計画	3 6
ウ	愛鳥週間行事等の計画	3 6
(2)	野鳥の森等の整備	3 7
(3)	法令の普及徹底	3 8
ア	方針	3 8
イ	年間計画	3 8

## はじめに ～鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方～

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理の一層の推進が必要となっている。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえるとともに、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護事業は、県・市町村・狩猟者及び県民など関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる県民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

### 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。本県では、第10次鳥獣保護事業計画期間終了時点で68箇所、28,717haを指定している。

一方、中山間地域等においては、過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加といった社会・経済活動や生息環境の変化など様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ及びカワウ等による農林水産業被害が依然として深刻な状態にあり、鳥獣保護区の指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、生物多様性の保全に資するため、環境大臣の定める基準により第1次～第10次鳥獣保護事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則とするが、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。なお、指定期間は原則として10年とする。

##### イ 指定区分ごとの方針

###### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。既指定は52箇所（24,587ha）であり、本計画期間中に期間満了となる36箇所（19,481ha）のうち34箇所（18,446ha）を更新する。

###### (イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。本県においては地形的条件等により該当する適地はない。

###### (ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定するものとする。既指定1箇所（1,000ha）が本計画期間中に期間満了となるため更新する。

###### (エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、岡山県版レッドデータブック2009に掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するものとする。既指定の15箇所（3,130ha）のうち本計画期間中に期間満了となる4箇所（755ha）を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	48	52	箇所												
	面積	14,400ha	24,587ha	変動面積	ha							ha				
集団渡来地	箇所		1	箇所												
	面積		1,000ha	変動面積	ha							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		15	箇所												
	面積		3,130ha	変動面積	ha							ha				
計	箇所		68	箇所												
	面積		28,717ha	変動面積	ha							ha				

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						1	1				2	△ 2	50
ha						485ha	550				1,035	△1,035	23,552
													1
ha						ha							1,000
													15
ha						ha							3,130
						1	1				2	△ 2	66
ha						485ha	550				1,035	△1,035	27,682

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

- (ア) 森林鳥獣生息地の保護区  
該当なし
- (イ) 大規模生息地の保護区  
該当なし
- (ウ) 集団渡来地の保護区  
該当なし
- (エ) 集団繁殖地の保護区  
該当なし
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区  
該当なし
- (カ) 生息地回廊の保護区  
該当なし
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区  
該当なし



イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指 定 区 分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成 24 年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター	期間更新	99		100	24.11.1～34.10.31	獣害深刻なため      (更新5 満了1)	
	〃	若杉	〃	550		550	〃		
	〃	経ヶ丸	満了	485	-485	0	〃		
	〃	集団渡来地	期間更新	1,000		1,000	24.11.1～34.10.31		
	〃	身近な鳥獣生息地	児島湖	〃		300	〃		
	〃	〃	玉島柏島	〃		48	〃		
計		6箇所		2,482	-485	1,997			
平成 25 年度	森林鳥獣生息地	三石深谷	期間更新	100		100	25.11.1～35.10.31	獣害深刻なため      (更新6 満了1)	
	〃	弥高山	〃	24		24	〃		
	〃	高尾	〃	450		450	〃		
	〃	千屋	〃	300		300	〃		
	〃	森林公園	〃	1,290		1,290	〃		
	〃	身近な鳥獣生息地	和気1号	満了	550	-550	0		
計		7箇所		2,726	-550	2,176	25.11.1～35.10.31		
平成 26 年度	森林鳥獣生息地	玉野	期間更新	1,050		1,050	26.11.1～36.10.31	(更新9)	
	〃	日応寺	〃	215		215	〃		
	〃	吉備高原	〃	655		655	〃		
	〃	遙照山・竹林寺山	〃	344		344	〃		
	〃	成羽天神山	〃	124		124	〃		
	〃	毛無山	〃	950		950	〃		
	〃	蒜山国立公園	〃	1,400		1,400	〃		
	〃	加茂	〃	760		760	〃		
	〃	身近な鳥獣生息地	児島由加	〃		195	〃		
計		9箇所		5,693		5,693			
平成 27 年度	森林鳥獣生息地	大平山	期間更新	460		460	27.11.1～37.10.31		
	〃	烏泊山	〃	990		990	〃		
	〃	三谷山	〃	980		980	〃		
	〃	鷺羽山	〃	590		590	〃		

年度	指 定 区 分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成 27 年度	森林鳥獣生息地	種松山	期間更新	400		400	27.11.1～37.10.31	(更新13)	
	〃	大佐山	〃	650		650	〃		
	〃	高清水高原	〃	310		310	〃		
	〃	奥津	〃	450		450	〃		
	〃	黒沢山	〃	255		255	〃		
	〃	恩原湖	〃	320		320	〃		
	〃	林業試験場	〃	360		360	〃		
	〃	塩手池	〃	200		200	〃		
計	身近な鳥獣生息地	高粱美しい森	〃	200		200	〃		
		13箇所		6,165		6,165			
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	前島	期間更新	294		294	28.11.1～38.10.31	(更新7)	
	〃	飯ノ山	〃	294		294	〃		
	〃	新成羽川ダム	〃	980		980	〃		
	〃	鯉ヶ窪	〃	659		659	〃		
	〃	鉄山	〃	583		583	〃		
	〃	霰山	〃	832		832	〃		
	〃	梶並右手	〃	528		528	〃		
計		7箇所		4,170		4,170			
合計		42箇所		21,236	-1,035	20,201		(更新40 満了2)	

(参考)

計画期間内に変更計画（期間更新含む）のない既指定鳥獣保護区

鳥獣保護区の種類	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	16	5,106
身近な鳥獣生息地	10	2,375
計	26	7,481

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を必要とする場所について地権者と協議のうえ計画し、指定する。

指定期間は原則として鳥獣保護区の指定期間に合わせるものとする。

#### イ 指定区分ごとの方針

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区において、既指定の11箇所（1,224ha）のうち本計画期間中に期間満了となる8箇所（1,119ha）について引き続き指定する。

その他の指定区分の保護区における指定計画はない。

### (2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既 指 定 特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	11	箇所	2	2	3	1			8					
	面積	1,230ha	1,224ha	変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha				
計	箇所		箇所	2	2	3	1			8					
	面積		変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指 定期 間	指定面積	指 定期 間	指定面積	指 定期 間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター 若杉	99ha	24. 11. 1～34. 10. 31	99ha	24. 11. 1～34. 10. 31			再指定
計	〃	2箇所	550	〃	91	〃			〃
平成25年度	森林鳥獣生息地	高尾 森林公園	450ha	25. 11. 1～35. 10. 31	37ha	25. 11. 1～35. 10. 31			再指定
計	〃	2箇所	1,290	〃	300	〃			〃
平成26年度	森林鳥獣生息地	玉野 成羽天神山	1,050ha	26. 11. 1～36. 10. 31	300ha	26. 11. 1～36. 10. 31			再指定
計	〃 〃	毛無山 3箇所	124 950	〃 〃	35 187	〃 〃			〃 〃
平成27年度	森林鳥獣生息地	奥津	450ha	27. 11. 1～37. 10. 31	70ha	27. 11. 1～37. 10. 31			再指定
計		1箇所	450		70				
合 計		8箇所	4,963		1,119				

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。  
なお、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよう留意するものとするが、本計画期間中の指定計画はない。

#### (2) 休猟区指定計画

なし

#### (3) 特例休猟区指定計画

なし

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、標識の設置等により区域の明確化を図るものとする。  
鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、解説板の設置など利用施設の整備に努めるものとする。  
また、鳥獣保護員等による巡視を行い、鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努めるものとする。

(2) 整備計画  
ア 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成24年度	平成25年度
標識類の整備 (制札・案内板)	(制札) 鳥獣保護区 更新 5箇所×15本 = 75本 特別保護地区 指定 2箇所×15本 = 30本	(制札) 鳥獣保護区 更新 6箇所×15本 = 90本 特別保護地区 指定 2箇所×15本 = 30本
	(案内板) 鳥獣保護区 更新 5箇所×1本 = 5本	(案内板) 鳥獣保護区 更新 6箇所×1本 = 6本

平成26年度	平成27年度	平成28年度
(制札) 鳥獣保護区 更新 9箇所×15本 = 135本 特別保護地区 指定 3箇所×15本 = 45本	(制札) 鳥獣保護区 更新13箇所×15本 = 195本 特別保護地区 指定 1箇所×15本 = 15本	(制札) 鳥獣保護区 更新 7箇所×15本 = 135本
(案内板) 鳥獣保護区 更新 9箇所×1本 = 9本	(案内板) 鳥獣保護区 更新13箇所×1本 = 13本	(案内板) 鳥獣保護区 更新 7箇所×1本 = 7本

イ 利用施設の整備

本計画期間中には具体的な計画はないが、利用状況等を勘案し、必要があると認められる場合には整備を検討するものとする。

ウ 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	68	67	66	66	66
	人数	89	89	89	89	89
管理のための調査の実施		①標識・制札等の管理 ②違法捕獲等の取り締まり ③狩猟者等への指導 ④鳥獣の生息状況調査				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中には保全事業を実施する鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、市町村等関係機関と調整を図りながら実施に努めるものとする。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

放鳥の対象とするキジの人工増殖について、放鳥計画に対応できる生産量及び優良種の確保に向けて、近親交配による遺伝子劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図るなど、計画的な増殖体制について県内生産者の育成・指導に努める。

##### (2) 人工増殖計画

(第7表)

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度 } 平成28年度			キジ	・一般社団法人岡山県猟友会(委託) ・巡回指導 ・人工孵化、放鳥方法等	

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画期間中には、人工増殖したキジについて孵化後120日令以上のものと成鳥を合わせて15,600羽放鳥した。本計画期間中においても、次の点に留意しながら、成鳥の割合を増やしつつ、合わせて14,000羽放鳥するものとする。

- ・放鳥場所は、キジの生息及び繁殖の環境等を考慮しつつ、鳥獣保護区及び休猟区等から選定する。
- ・放鳥後の定着状況を把握するため、放鳥するキジには標識を付し、標識回収による追跡調査を実施する。
- ・高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、キジ生産者に対して衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キジ	鳥獣保護区及び休猟区等	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽

(第9表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	2,800羽			2,800羽			2,800羽			2,800羽			2,800羽		

##### (3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画はなく、放獣は行わないものとする。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の種類に応じた区分とその保護管理の考え方は、次のとおりである。

###### (1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣並びに岡山県版レッドデータブック2009における絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣とし、希少鳥獣の適切な保護管理のため、種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、種及び地域個体群の存続を図るものとする。

###### (2) 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条に規定される鳥獣とし、狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況並びに生活環境及び農林水産業等の被害状況の把握に努める。また、捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るほか、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については狩猟を活用しつつ、特定計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

###### (3) 外来鳥獣等

本来、本県に生息しておらず、人為的に導入された鳥獣とし、外来鳥獣等の適切な管理のため、生息状況並びに農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるとともに、被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。また必要に応じて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく防除実施計画による効果的な防除を進めるものとする。

###### (4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣等以外の鳥獣とし、一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

##### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

###### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を

受けたものについては、この限りでない。

キ 野生鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛玩のための飼養を目的とした鳥獣捕獲許可は認めない。

## (2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲等又は採取等は、現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

(ア) 鳥獣行政事務担当職員等が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

(イ) 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

(ウ) 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

(エ) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

(オ) 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的で捕獲又は採取する場合

(キ) 前各号に掲げるもののほか環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡目的等鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的で捕獲等又は採取等する場合など

## (3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（ただし、輪の直径については、イノシシ及びニホンジカを捕獲しようとする場合に限り、特定計画に基づき15センチメートル以内までとすることができる。）

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アの（ア）に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

## (4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。



(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性、生活環境、農林水産業等への被害状況並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に委譲し、円滑に制度の運用が図られるよう努めるものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可証に記載された許可権者名（県知事名等）、許可証の番号、許可の有効期間、捕獲目的及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対してツキノワグマ保護管理計画に基づき迅速かつ安全な放獣が実施できるように、体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、必要に応じ捕獲のデータについての報告を求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲については、鳥獣保護センターとの連携によりデータを収集し、保護管理の基礎資料としての活用に努めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ないなど、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

### 3 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

##### ア 許可権者

(第10表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
知事	(ア) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
環境省中国四国地方環境事務所長	(ア) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 (イ) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等 (ウ) かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途国の定める規定による

##### イ 許可基準

###### (ア) 研究の目的及び内容

次のaからdまでのいずれにも該当するものであること。

- a 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- b 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- c 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- d 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

###### (イ) 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

###### (ウ) 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

###### (エ) 期間

1年以内。

###### (オ) 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

###### (カ) 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- a 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- b 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(キ) 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

a 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

b 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

c 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(ク) その他

特定計画を策定した鳥獣については、この基準に加え、同計画書に記載された内容によることとする。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

ア 許可権者

上記（1）学術研究に同じ

イ 許可基準

(ア) 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

(イ) 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

(ウ) 期間

1年以内。

(エ) 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

(オ) 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

#### 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

ア 鳥獣による被害の状況

(ア) 農林水産業に係る被害

中山間地域等においては過疎化・農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の増加等の社会・経済活動の変化及び森林等の生息環境の変化など様々な要因により、農林水産業被害は依然として高い水準で発生しており、被害総額は近年4～5億円で推移している。

鳥類の被害は減少傾向にあるが、カワウによる水産業被害は高い水準で推移している。一方、獣類による被害は増加に転じており、全体の約7割を占めている。イノシシによる被害は突出しており、近年は、ニホンジカによる被害が急増している。

地域別では、イノシシによる被害は全県下に及んでいる。ニホンジカによる被害は、勝英地域で約7割を占めるなど県東部が中心であるが、近年では西部に拡大傾向にある。また、ニホンザルは県西部を中心に井笠、新見、高梁及び真庭地域で9割近くを占めている。カワウについては県北部での被害が増加している。

【参考】〔全県の被害額〕

(単位：千円)

年	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	
平元	99,459	58,308	--	117,004	274,771	69,118	18,092	--	117,110	204,320	479,091
10	74,750	34,327	5,300	58,465	172,842	218,890	25,861	24,092	55,767	324,610	497,452
18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
19	41,458	12,608	57,010	82,681	193,757	158,378	22,415	33,200	36,432	250,425	444,182
20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
21	22,740	9,074	66,239	28,565	126,618	148,498	26,296	52,698	26,585	254,077	380,695
22	36,852 (8%)	5,221 (1%)	58,947 (13%)	35,534 (7%)	136,554 (29%)	177,989 (38%)	35,870 (8%)	83,614 (18%)	32,645 (7%)	330,118 (71%)	466,672 (100%)

〔平成22年の県民局別被害額〕

(単位：千円)

局	鳥類					獣類					合計	
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	金額	%
備前	3,371	1,260	1,250	5,482	11,363	44,425	3,458	8,950	5,578	62,411	73,774	16
備中	13,340	2,360	11,087	5,010	31,797	83,046	26,707	81	11,028	120,862	152,659	33
美作	20,141	1,601	46,610	25,042	93,394	50,518	5,705	74,583	16,039	146,845	240,239	51
計	36,852	5,221	58,947	35,534	136,554	177,989	35,870	83,614	32,645	330,118	466,672	100

(イ) 農林水産業以外に係る被害

ニホンジカの食害により、県北部の一部地域では下層植生が衰退しており、今後、地域の生態系に悪影響を及ぼしかねない。

また、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ等の人里への出没は日常生活の安全をも脅かし始めており、また、農林水産業被害の増加が農業者等の生産意欲の減退及び耕作放棄等の拡大をもたらすなど2次被害を引き起こしている。

イ 被害防除対策

被害の特に深刻なイノシシやニホンジカについて、特定計画に基づく狩猟期間の延長やくくりわなの輪の規制緩和、捕獲頭数の制限解除等により狩猟圧を高めるとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施するものとする。

- ・ 狩猟者の確保（狩猟免許制度の普及啓発等）
- ・ 有害鳥獣捕獲の推進（被害実態の把握、捕獲体制の充実、一斉捕獲期間の設定、効果的な捕獲の推進等）
- ・ 防護対策の推進（被害実態の把握、地域ぐるみでの効果的な防護柵の整備と維持管理、未収穫作物など誘因物除去等）

また、カワウやニホンザルその他の有害鳥獣についても、国や近隣県、関係部局との連携を図りながら情報収集等に努め、効率的な被害防除対策の促進に資するものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成  
ア 予察表

(第11表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	稲・芋類・豆类・タケノコ等	←							→					←	→	県下一円
ニホンジカ	豆类・野菜・稲・植林木	←													→	県東部等の生息地域
ニホンザル	豆类・芋類・果樹・シイタケ	←													→	県西部等の生息地域
ノウサギ	スギ、ヒノキ									←					→	県中北部の造林地帯
タヌキ	豆类・芋類・野菜	←													→	県下一円
スズメ類	稲				←					→						県下一円
カラス類	果物・野菜・航空機	←													→	県下一円
カワウ	淡水魚等	←								→						県下一円
ドバト	豆类・飼料作物	←													→	県下一円
カモ類	養殖川・レンコン	←	→						←						→	県南部
ヒヨドリ	果樹・果物	←								→						県下一円
トビ	航空機	←													→	岡山空港, 岡南飛行場

イ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（予察捕獲）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性があり、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときのみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲に当たっては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、適正に実施するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

イノシシやニホンジカについては、生息環境の変化等から生息数の増加や生息分布の拡大等による農林業被害が著しく、被害区域も拡大傾向にあることから、積極的な個体数調整を図る必要がある。

このため特定計画を作成し、狩猟期間の延長やニホンジカの捕獲頭数の制限解除等の規制緩和により、狩猟による捕獲圧を高めることとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(ア) 防除方法の検討

各地域ごとの被害状況等を調査・分析し、県、市町村、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等の関係者が一体となって、効果的・効率的な被害防止対策と駆除活動等の総合的な対策を推進するものとする。

(イ) 個体数管理の実施

捕獲実績や各種モニタリングに基づき、生息分布や密度などの生息状況の把握に努めるものとする。

(第12表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息密度及び農林業被害の低減を図るため、狩猟期間の延長や捕獲頭数の制限解除等の規制緩和により狩猟捕獲を促進するほか、効果的な被害防除対策や有害鳥獣捕獲を推進する。 併せて、ライトセンサスや糞塊法調査、出猟カレンダー調査、狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況の把握及び計画の検証に努める。	第3期ニホンジカ保護管理計画
イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	イノシシ保護管理計画に基づき、生息密度及び農作物被害の低減を図るため、狩猟期間の延長等の規制緩和により狩猟捕獲を促進するほか、効果的な被害防除対策や有害鳥獣捕獲を推進する。 併せて、出猟カレンダー調査や狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況の把握及び計画の検証に努める。	第3期イノシシ保護管理計画

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が発生しているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲にあたっては、迅速かつ的確に行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

イ 許可権者

(第13表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
各市町村長	カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト（ドバト）、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ニホンザル、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア及びノウサギの捕獲等に限る。	
各県民局長	上記市町村長権限以外で次のもの (ア) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
環境省中国四国地方環境事務所長	(ア) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 (イ) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等 (ウ) かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途国の定める規定による

ウ 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等を設定するものとする。

(ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された、次の要件を何れも満たす者とする。

- a 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。
- b 当該申請前1ヶ年間に岡山県の狩猟者登録を受けた者であること。

ただし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲し適切に処分できる場合は、次の要件を何れも満たしていれば、狩猟者登録を受けていない者にも許可できるものとする。

- ・ わな猟免許を所持する者であること。
- ・ 規則第67条第2項第1号（狩猟により生ずる損害の賠償に係る要件）に該当する者であること。

また、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲し適切に処分できる場合は、狩猟免許を受けていない者にも許可できるものとする。

なお、法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人<sup>\*</sup>」をいう。以下同じ。）に対する許可に当たっては、当該法人の従事者には上記a及びbの要件を何れも満たす者を選任することとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者台帳を整備させるものとする。

<sup>\*</sup>「環境大臣の定める法人」とは、具体的には次のとおりである。

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の（a）又は（b）に該当する場合のみ対象とするものとする。
  - （a）現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
  - （b）建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- c 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(ウ) 期間

- a 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。  
ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
- b 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- c 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。
- d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

(エ) 区域

- a 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等効果的に実施されるよう市町村に指導するものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合には、関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、県間の連携を図るものとする。
- c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地の保護区など鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。



(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(ア) 捕獲隊の編制

県下各市町村には有害鳥獣駆除班が編制されているが、イノシシ、ニホンジカ等による農林業被害等が激甚な地域については、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、技術の優れた者や出勤可能な者の加入促進など、新たな担い手を育成する取組についても指導するものとする。

(イ) 関係者間の連携強化

被害防除対策に関する関係者が連携した円滑な対策実施のため、鳥獣による農林水産被害防止対策推進会議を中心となって関係部局の連携の強化に努めるとともに、地域においても県民局、市町村、農林水産業団体等による対策会議等を生かし、効果的な被害防除対策を推進する。

(ウ) 被害防止体制の充実

特に被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備など、地域ぐるみでの取組の推進については市町村が中心となって指導するものとする。

イ 指導事項の概要

(ア) 捕獲等実施者は、原則として被害地と同一市町村内に居住する者とするが、駆除班の編制上必要な場合にはその周辺に居住する者も認めるものとし、捕獲等の依頼に応じて迅速に従事できる者であること。

(イ) 捕獲等実施者は、捕獲等に従事する場合は、関係法令及び許可内容を遵守するとともに、鳥獣捕獲等許可証又は従事者証を携行し、有害鳥獣捕獲等に従事する旨を表示した腕章等を着用すること。

(ウ) 捕獲許可期間は、鳥獣類とも原則として3カ月以内とする。ただし、イノシシ及びニホンジカについては、この限りではない。

(エ) 捕獲区域は、原則として大字を単位とした区域を基準としつつ、被害状況や当該鳥獣の生息状況を勘案の上、効果的な区域とする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

有害鳥獣捕獲に係る許可基準等に準じるものとし、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

## 6 その他特別の事由の場合

### (1) 許可権者

(第14表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
環境省中国四国 地方環境事務所 長	ア 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 イ 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等 ウ かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途 国の定める規定に よる
知 事	下記の条件で、その捕獲等対象地域が複数の県民局にわたる場合	
各県民局長	ア 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 イ かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
各市町村長	傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合で次に該当するもの ア 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 イ かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	

### (2) 許可基準

#### ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- (ア) 許可対象者 : 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員及び国又は地方公共団体から委託を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- (ウ) 期 間 : 1年以内。
- (エ) 区 域 : 申請者の職務上必要な区域。
- (オ) 方 法 : 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- (ア) 許可対象者 : 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- (ウ) 期 間 : 1年以内。
- (エ) 区 域 : 必要と認められる区域。
- (オ) 方 法 : 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- (ア) 許可対象者 : 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。
- (ウ) 期 間 : 6か月以内。

- (エ) 区 域 : 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方 法 : 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

エ 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととする。

オ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- (ア) 許可対象者 : 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- (ウ) 期 間 : 6か月以内。
- (エ) 区 域 : 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方 法 : 網、わな又は手捕。

カ 鵜飼漁業への利用

- (ア) 許可対象者 : 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 必要最小限。
- (ウ) 期 間 : 6か月以内。
- (エ) 区 域 : 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方 法 : 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

キ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- (ア) 許可対象者 : 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)
- (イ) 鳥獣の種類・数 : 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)
- (ウ) 期 間 : 30日以内。
- (エ) 区 域 : 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方 法 : 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ク 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

## 7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢、行動の敏捷性等高齢個体の特徴を視認するなど、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。  
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

## 8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとし、販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

- (1) 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- (2) 捕獲したヤマドリのお土産品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防のため、市街地その他住宅が密集している場所、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所及び公道沿線等銃猟に危険が伴うと予想される場所において、第10次鳥獣保護事業計画終了時点で、61箇所（30,265ha）を銃猟禁止区域に指定している。

本計画においても、引き続き銃猟に伴う危険の予防のため、本計画期間中に期間満了を迎える24箇所（8,234ha）の銃猟禁止区域を特定猟具使用禁止区域（銃猟）として再指定するとともに、地域の実情を踏まえながら積極的に指定するものとする。（経ヶ丸（485ha、井原市）を新たに指定する。）

なお、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所等わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、地域の実情等を踏まえながら指定に努めることとする。（経ヶ丸（485ha、井原市）を新たに指定する。）

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

		既指定特定 猟具禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	61	箇所	1					1					
	面積	30,265 ha	変動 面積	485 ha					485					
わな猟に伴う 危険を予 防するた めの区 域	箇所	0	箇所	1					1					
	面積	0 ha	変動 面積	485 ha					485					

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了 により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期 間の増減 (減:△)*	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域**		
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27			28	計(E)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	1					1			1			1	0	61
	面積	31					31			45			45	409	30,674
わな猟に伴う 危険を予 防するた めの区 域	箇所													1	1
	面積													484	484

\* 箇所数については (B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第16表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成 24 年度	井原市井原町、笹賀町、高屋町 岡山市東区西大寺中野 備前市閑谷 赤磐市奥吉原 備前市笹目 赤磐市可真上 和気町岩戸 浅口市寄島町寄島 井原市美星町大倉 笠岡市東大戸 久米南町下粳、中粳	経ヶ丸(銃猟) 金岡西(銃猟) 閑谷(銃猟) 熊山山(銃猟) 牛中(銃猟) 山陽・可真(銃猟) 天神山(銃猟) 寄島(銃猟) 大倉(銃猟) 西ノ森(銃猟) 久米南美しい森(銃猟)	ha 485 100 140 15 10 985 150 192 125 140 29	24.11.1～ 34.10.31 " " " " " " " " " " "	新設 再指定 " " " " " " " " " 区域減少	井原市井原町、 笹賀町、高屋町	経ヶ丸 (くくりわな)	ha 485	24.11.1～ 34.10.31	新設
計		1ヶ所	2,371				1ヶ所	485		
平成 25 年度 計	倉敷市連島町	連島(銃猟)	ha 635	25.11.1～ 35.10.31	再指定					
計		1ヶ所	635							
平成 26 年度	備前市伊部 高梁市川端町 津山市沼、大田、志戸部他	大滝山(銃猟) 臥牛山(銃猟) 津山弥生住居跡(銃猟)	ha 340 165 437	26.11.1～ 36.10.31 " "	再指定 " "					
計		3ヶ所	942							
平成 27 年度	岡山市南区飽浦 真庭市蒜山上長田 美咲町書副、百々、羽に	北浦(銃猟) 蒜山高原(銃猟) 柵原エコーパーク(銃猟)	ha 340 2,176 85	27.11.1～ 37.10.31 " "	再指定 " "					
計		3ヶ所	2,601							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成28年度	岡山市北区川入 岡山市北区長野 岡山市中区平井 岡山市南区浦安 倉敷市藤戸町、串田、粒江、曾原 高梁市落合町 真庭市中、草加部	吉備中山(銃猟) 備中稲荷(銃猟) 旭川(銃猟) 岡南飛行場(銃猟) 藤戸(銃猟) 深山(銃猟) 旭川中流(銃猟)	ha 577 120 226 73 804 275 95	28.11.1～ 38.10.31 " " " " " "	再指定 " " " " " "					
計		7ヶ所	2,170							
計		25ヶ所	8,719					485		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特に休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想される場合の危険防止等の観点から、特定猟具の使用の制限が必要な区域について指定することができることとされているが、過去の状況から判断して特に必要が認められないため、本計画期間中には指定しないものとする。

## 3 猟区設定のための指導

### (1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、所管する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

### (2) 設定指導の方法

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。

#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から必要な区域について指定するものとし、特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握、分析し、関係機関及び土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在、法第12条第2項に基づく鉛製銃弾使用禁止区域にあっては、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集、分析を行い、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を検討する。

##### (2) 指定計画

###### ア 全体計画

(第17表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積	備 考
平成24年度	鉛製散弾の使用禁止	1	16 ha	

###### イ 個別計画

(第18表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間	備 考
平成24年度	鉛製散弾の使用禁止	尾坂池鉛製散弾 使用禁止区域	16 ha	指定なし	法第12条第2項に基づく鉛散 弾規制地域からの移行

###### ウ 法第12条第2項に基づき指定している鉛製散弾使用禁止区域

(第19表)

区 域 名	面 積	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備 考
尾坂池鉛散弾規制地域	16 ha	平成13年4月～	平成24年11月	



## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により農林水産業被害等が深刻化している鳥獣があるなかで、生息環境の悪化等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣も存在している。これらの鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものについて、科学的知見を踏まえ専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら作成するものとする。

計画においては保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じ、計画的な保護管理対策を推進するものとし、もって、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資するものとする。特に広域に分布、移動する鳥獣について、地域の実情を踏まえながら、関係県との連携や情報の共有等による広域的な保護管理の実施に努めるものとする。

なお、下記以外の鳥獣については、必要に応じて作成の検討を行うものとする。

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る。	ツキノワグマ	平成24年度～平成28年度	県下全域 (島嶼部を除く)	・狩猟の禁止
平成23年度	生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、ニホンジカの個体群を長期的・安定的に維持する。 ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減 ・農林業被害の軽減	ニホンジカ	平成24年度～平成28年度	県下全域	・狩猟期間の延長 ・捕獲頭数制限の解除 ・くくりわなの輪の直径制限の緩和
平成23年度	生息密度の低減や農作物被害の軽減を図りながら、イノシシの個体群を長期的・安定的に維持する。 ・生息密度の低減 ・農作物被害の軽減	イノシシ	平成24年度～平成28年度	県下全域	・狩猟期間の延長 ・くくりわなの輪の直径制限の緩和

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、有害鳥獣の捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。

調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び生息環境の整備に資するため、野生鳥獣の生息状況を把握するものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

必要に応じて、関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により、主要な鳥類及び獣類種類の分布状況、繁殖状況等について把握する。

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

(第21表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	平成24～ 28年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、出没情報の収集に努め、聞き取り・痕跡調査を行うとともに、必要に応じて捕獲による個体調査及び耳標等の装着によるモニタリング調査を行い、生息状況、個体数、行動圏、習性等について把握する。	県内一円	通 年

#### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第22表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
県内の渡来地 15か所 (児島湖・阿部池、百間川、錦海、旭川ダム、日生諸島、玉島・水島沖、笠岡湾干拓地、新成羽川ダム、美穀湖、湯原湖、深山公園、旭川、吉井川、日古木大池、寄島干拓)	平成24 ～28年度	毎年現地において、種類別の個体数調査を行う。 一斉調査： 1月中旬(全国一斉調査日)	調査地の保護区等指定状況 鳥獣保護区 6箇所 特定猟具禁止区域(銃猟) 7箇所 その他 2箇所

### 3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 既指定の鳥獣保護区等における鳥獣の生息環境を維持・改善するための資料となる生息状況、生息環境及び被害状況調査等を実施する。

イ 鳥獣保護区等の指定効果を把握するための鳥獣の生息状況調査等を実施する。

#### 4 狩猟対策調査

##### (1) 方針

狩猟の適正化に資するため、狩猟鳥獣の捕獲状況及び目撃情報を把握するものとする。

##### (2) 狩猟鳥獣生息調査

(第23表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
主な狩猟鳥獣	平成24 ～28年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を推定して鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、保護管理計画に基づくモニタリング調査及び出猟カレンダー調査を実施する。	

##### (3) 放鳥効果測定調査

(第24表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成24 ～28年度	羽 14,000	足環	羽 14,000	足環の回収による	

##### (4) 狩猟実態調査

必要に応じて、狩猟者に対し、鳥獣の生息状況、捕獲状況、出猟状況及び鳥獣保護と狩猟制度等についてアンケート調査を行う。

#### 5 有害鳥獣対策調査

##### (1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣の防除対策に資するため、生息状況等を把握するものとする。

##### (2) 調査の概要

(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ	平成24 ～28年度	生息状況調査 : アンケート、痕跡、ライトセンサス法、糞塊法及び出猟カレンダー調査等により生息密度の推移を把握する。 生息環境調査 : 森林の植生等の生息環境を調査する。 被害発生状況調査 : 農林業等の被害状況を調査する。	特定計画によるモニタリングの実施

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護事業の適切な実施のため、鳥獣保護事業計画の内容等を勘案して、鳥獣行政担当職員を配備する。

(2) 設置計画

(第26表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
環境文化部自然環境課		3	3		3	3	○ 鳥獣保護及び狩猟に関する事務全般
備前県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	○ 鳥獣保護事業計画の推進に関すること ○ 鳥獣保護区等の指定等に関すること ○ 鳥獣保護区特別保護地区の許可事務に関すること ○ 放鳥事業に関すること ● 狩猟免許に関すること ● 狩猟者登録に関すること（県外者登録を除く） ○ 鳥獣捕獲許可事務に関すること ○ 特定鳥獣保護管理計画の推進に関すること ○ 鳥獣保護関係諸調査に関すること ○ 鳥獣保護員の勤務、その他指導に関すること ○ 狩猟違反取締りに関すること ○ 愛鳥思想の普及啓発に関すること ○ その他鳥獣保護に関する事務 ● その他狩猟に関する事務  （●印の事務については県民局でのみ所掌する）
東備地域森林課		1	1		1	1	
備中県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	
井笠地域森林課		1	1		1	1	
高梁地域森林課		1	1		1	1	
新見地域森林課		1	1		1	1	
美作県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	
真庭地域森林課		1	1		1	1	
勝英地域森林課		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第27表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環 境 省	5 月	1	全 国	1	野生生物保護管理に関すること	鳥獣行政担当職員等
鳥獣保護業務担当者研修会	岡 山 県	4、9 月	2	全 県	15	鳥獣保護及び狩猟に関すること	鳥獣行政担当職員等

## 2 鳥獣保護員

### (1) 方針

鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者を鳥獣保護員として委嘱し、地域に密着した活動が可能となるよう県下全域に配置することにより鳥獣保護行政の円滑な推進を図るものとする。

### (2) 設置計画

(第28表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計(C)	充足率(C/A)
78 人	89 人	114 %	± 0 人	± 0 人	± 0 人	± 0 人	± 0 人	89 人	114 %

### (3) 年間活動計画

(第29表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護施設の管理 狩猟登録者の指導 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣生息調査等の補佐 鳥獣保護思想の普及 法第76条に規定する司法警察員への連絡 法第75条の規定による立入検査	←		→				←					→	岡山県鳥獣保護員業務要領に基づき、猟期間中は週2回、その他の期間は月1回、年間39日以上勤務する。
	←						←					→	
	←		→					←				→	
	←		→					←				→	
	←											→	
	←											→	
	←											→	

### (4) 研修計画

県民局において、鳥獣保護員の資質の維持と向上を図るため研修を行う。また、必要に応じて自己研修に必要な図書等の配布を行う。

(第30表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県民局	10月	1回	県民局管内	15~30	法令等の所要の知識の習得を図る。	

**3 保護管理の担い手の育成**

鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるよう免許更新の機会等にその講習を行うものとする。また、近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保が急務となっている。こうした中、「わな免許」の取得者が増加傾向にあり、狩猟免許試験の休日開催や、その周知及び講習会の開催等、狩猟免許制度について狩猟関係団体と連携し普及啓発を行うものとする。

**4 鳥獣保護センター等の設置**

傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センター（池田動物園、県自然保護センター）の機能と体制の充実に努めるものとする。特に、拠点施設である池田動物園の野生鳥獣保護専用施設においては、専属の看護職員を配置し、他のセンターとの連携を図りながら、傷病鳥獣の治療・看護をはじめ、ヒナや出生直後の幼獣の誤認救護防止等野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発にも努めるものとする。

**5 取締り**

(1) 方針

鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備し、狩猟の指導・取締りにあたるほか、岡山県警察本部、一般社団法人岡山県猟友会の狩猟指導員の協力を得て、人身事故・法令違反の絶無、狩猟マナーの向上を目指して積極的な指導・取締りを行うものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲、違法飼養取締り 狩猟禁止区域での狩猟取締り 無登録者、登録証不携帯取締り 違法猟具の使用取締り 狩猟捕獲報告	←												→	鳥獣保護員、市町村、 所轄警察署との連携を 密にし、指導取締りを 行うものとする。

**6 必要な財源の確保**

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第九 その他

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

- ・ イノシシ、ニホンジカ、カワウ等一部の野生鳥獣の生息分布等が拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。
- ・ 特に被害の深刻なイノシシやニホンジカについて特定計画を策定し、狩猟期間の延長やくくりわなの輪の規制緩和、捕獲頭数の制限解除等により狩猟圧の向上を図るとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画との整合を図りながら被害防除対策に取り組み、個体数の長期的・安定的な維持を図っている。
- ・ ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、地域住民や市町村など地域の幅広い関係者の理解・協力のもと、人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、地域個体群の安定的維持を図っている。
- ・ また、カワウ等の広域的に分布、移動する鳥獣については、生息・被害状況等を踏まえ関係県との連携による広域的な鳥獣保護管理の取組が課題となっている。さらに、適切な鳥獣保護管理を推進していくために、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成・確保が必要となっている。
- ・ 鳥獣保護区等の指定については、鳥獣による農林水産業被害等の深刻化などを背景に新規指定が困難な状況となっている。
- ・ 鳥獣保護事業実施の補助者として鳥獣保護員を配置しているが、鳥獣保護管理についての助言・指導等さらなる専門性の確保が求められている。
- ・ 狩猟は、自然の恵みを享受するとともに、野生鳥獣の捕獲等を通じて、バランスのとれた生態系の維持など鳥獣保護管理に重要な役割を果たしている。しかし、その担い手である狩猟者は高齢化、減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する知識・技術の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要となっている。また、事故や法令違反防止に向けて、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令遵守等の一層の適正化が求められている。
- ・ 違法な飼養、傷病鳥獣の誤認救護、安易な餌付けの問題等が生じており、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組みが課題となっている。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

該当なし

### 3 狩猟の適正管理

狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法をはじめとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

また、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

#### 4 入猟者承認制度に関する事項

該当なし

#### 5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

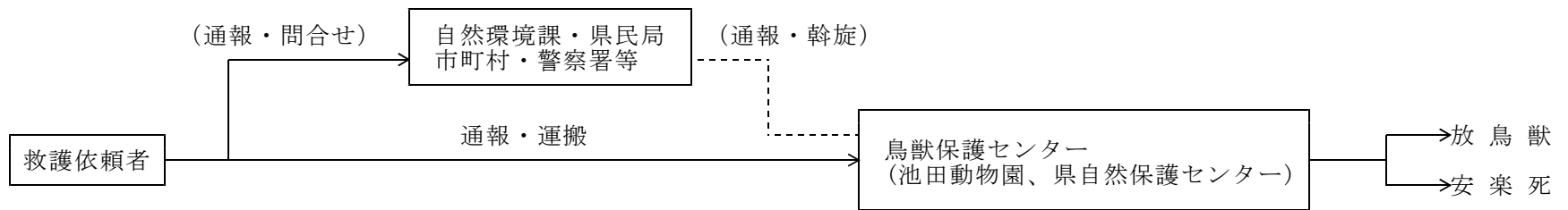
近年、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ドバト等特定種の生息数が増加し、生活環境や農林水産業等への被害が拡大するなか、動物愛護思想の高まりから、狩猟及び有害捕獲対象鳥獣や救護することが野生復帰の障害となる鳥類の卵、ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認した救護依頼が増加している。

このため、救護対象鳥獣は、原則として狩猟鳥獣及び希少種以外の鳥類のヒナ、卵は除くものとする。

傷病鳥獣の保護センターへの搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、市町村、県等の行政機関はその通報、及び斡旋等の支援活動を行うものとする。

油汚染事故等で大量の救護が予想される場合は、県、市町村、消防防災担当部局及び鳥獣保護センターとの緊密な連絡体制を整備し、迅速な救護活動を支援するとともに、野生復帰不可能個体についても適切な取り扱いを指導する。

〔傷病鳥獣救護の体制〕



#### 6 安易な餌付けの防止

##### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、安易な餌付けが野生鳥獣に及ぼす影響等について、県民、観光事業者・観光客等に対する普及啓発等に努めるものとする。

また、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物の放置等が結果として鳥獣への餌付けにつながり、被害を誘引することになること等について地域社会等での普及啓発にも努めるものとする。

##### (2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止 生ゴミの適切な処理や 未収穫作物の放置の防止	←												→	広報誌、 チラシ ホームページ等	一般県民 農業者等



## 7 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備え、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「死亡野鳥等・放棄鳥類対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。
- (2) 日本紅斑熱などその他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるほか、必要に応じて関係部局が連携し、県民への情報提供等により人への感染予防に資する。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

## 8 普及啓発

- (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

### ア 方針

野鳥保護の一環として、愛鳥週間等を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図るものとする。また、傷病鳥獣の保護について、鳥獣保護センターの充実を図るとともに、野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

### イ 事業の年間計画

(第33表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
広報活動(マスメディア等) 人とみどりと野鳥のつどい 県内各地探鳥会 愛鳥作品の募集 愛鳥作品の展示	←→	←→					←→			←→			各地域野鳥の会の協力 愛鳥ポスター、写真 〃

### ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第34表)

平成24～28年度	
愛鳥週間行事等	県下各地において、野鳥の会等の関係団体の協力を得て、地域住民や小中学校児童生徒等を対象とした探鳥会、講演会、食餌木の植栽等を行う。 小中高生を対象とした愛鳥ポスターを募集し、各地で展示会を開催する。

(2) 野鳥の森等の整備

野鳥をはじめとして昆虫や植物を含む自然環境の保全を図りながら自然の中で野鳥にふれあうことにより、体験的に自然の仕組みを学び、豊かな情操を養うことができる場として整備した「野鳥の森」の活用を進める。

(第35表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設整備の概要	利用の方針	備考
三徳園 小鳥の森	昭和43	岡山市竹原	ha 4	探鳥路360m、バードバス5基、食餌木2,885本、食餌台10基	野鳥観察の場 として活用	三徳 鳥獣保護区
県立 森林公園	昭和50	鏡野町上斎原	334	遊歩道21km、林間園地5箇所	〃	森林公園 鳥獣保護区*
大平山 野鳥の森	昭和53 ～55	瀬戸内市 邑久町虫明	12	探鳥路1,251m、バードバス7基、食餌木3,361本、食餌台3基、 野鳥観察舎1棟、案内板6基、解説板9基、ベンチ7基、指導標4基	〃	大平山 鳥獣保護区
恩原湖 野鳥の森	昭和61 ～62	鏡野町上斎原	35	探鳥路2,000m、駐車場530㎡、食餌木550本、食餌台6基、 野鳥観察舎2棟、案内板6基、解説板6基、便所1棟、広場1,670㎡、 指導標11基、ベンチ7基	〃	恩原湖 鳥獣保護区
高妻山 野鳥の森	昭和63 ～平成元	矢掛町矢掛	70	探鳥路520m、駐車場1,503㎡、食餌木253本、指導標4基、野鳥観 察舎1棟、案内板1基、解説板2基、便所1棟、広場400㎡、ベンチ2基	〃	高妻山 鳥獣保護区*
たけべ 野鳥の森	平成2	岡山市 建部町田地子	55	木道15.8m、指導標2基、野鳥観察舎1棟、案内板2基、解説板6基、 便所1棟、給餌台30基、ベンチ15基	〃	たけべの森 鳥獣保護区
岡山県自然 保護センター	平成3	和気町田賀	100	センター棟、湿性植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等	〃	自然保護センター 鳥獣保護区
天神山 野鳥の森	平成4 ～5	高梁市 成羽町坂本	50	探鳥路1,769m、駐車場200㎡、指導標10基、休憩舎1棟、案内板3 基、解説板1基、便所1棟、給餌台10基、ベンチ6基、バードバス3基	〃	成羽天神山 鳥獣保護区*
津谷 野鳥の森	平成6 ～7	美作市右手	9	探鳥路1,149m、野鳥観舎1棟、休憩舎1棟、案内板2基、 解説板3基、指導標7基、ベンチ7基	〃	梶並右手 鳥獣保護区
児島湖ふれ あい野鳥 親水公園	平成14	玉野市八浜	0.2	野鳥観察舎1棟、水質浄化施設1基、ビオトープ整備、植樹	〃	児島湖 鳥獣保護区

\*は特別保護地区

(3) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令について広く県民に周知徹底を図る。

イ 年間計画

(第36表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
希少鳥類の保護	←				→									県・市町村の広報誌 テレビ・ラジオ、新聞 ポスター、パンフレット ホームページ	一般県民 狩猟登録者等
かすみ網の所持等	←												→		
飼養の適正化	←												→		
有害鳥獣捕獲制度 鳥獣保護法の遵守	←				→								→		